

平成二十三年四月二十八日提出
質問第一五六号

地方都市における水系及び用排水路の一体的整備に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

地方都市における水系及び用排水路の一体的整備に関する質問主意書

近年、突発的な豪雨により、短時間で都市内の用排水路が溢水し、浸水等被害を生じる事例が間々みられるところである。このような水害から市街地を守るためには、基幹的な一級河川や二級河川のみならず、これに接続する準用河川その他の用排水路の一体的な整備が必要であると考ええる。しかるに、河川法に基づく河川と農業用水路のいずれにも属さない区間の問題や、農地の宅地化に伴う農業用水路の受益者の減少による水路整備の遅れなど、水系を一体として面的に整備することが難しくなっている実情がある。そこで、関係する河川事業、下水道事業、農業農村整備事業と地方単独事業の連携により、この問題に取り組むことを求める立場から、以下六項目にわたり質問する。

一 地方都市において、水系を一体としてとらえ、防災対策を計画・実施する取り組みについて、現在の政府の施策における対応はなされているのか、伺う。

二 河川事業において、水系を一体としてとらえ、基幹的河川の整備と併せて接続する準用河川の整備を推進することは、防災上有効と考えるが、具体的事業など政府としての取り組みを伺う。

三 下水道事業において排水路を整備することも、地方都市の防災上有効と考えるが、具体的事業など政府

としての取り組みを伺う。

四 農業農村整備事業において農業用排水路の整備を進めることも、地域の防災上有効と考えるが、具体的な事業など政府としての取り組みを伺う。

五 他分野の取り組みとして、市街地内の道路の交通安全対策を面的に進める「あんしん歩行エリア」事業が警察庁と国土交通省の連携により進められているが、当該事業の概要と全国における指定状況を伺う。

六 地方都市における水系及び用排水路の一体的整備について、五のような省庁間連携の取り組みを進めてはと考えるが、内閣の見解を伺う。

右質問する。